

令和4年度地域ケア推進会議 記録

【日時】令和5年3月24日（金）14:00～15:50

【場所】仁淀川町交流センター 3階大会議室

【出席者】（敬称略）

アドバイザー：法テラス須崎法律事務所 弁護士 高橋新、司法書士法人フレンズ 岡村敬造、
合同会社防災ネットワークによどがわ 行政書士 石本和則、仁淀川町社会福祉協議会 福祉
課長 大野美智子

事例提供者：仁淀川町地域包括支援センター 保健師 掛水房美

その他：ぬくもり介護センターおおの 濱渦沙織、サポートセンターほのか 藤原玲子、片岡
百合子、大野美和、仁淀川町社会福祉協議会 田代忠司、田中恵美、仁淀川町地域包括支援セ
ンター 西森孝生（司会）、片岡やよい、佃麻耶

【テーマ及び検討内容】

身寄りのない2名の事例を振り返り、ご本人の尊厳が守られ、ご本人やその支援者が今後困ら
ないために準備できることや活用できる社会資源についての理解を深めることができ、また行
政や介護支援専門員らが、身近な専門職（法テラス弁護士、司法書士、行政書士など）と、顔
の見える関係づくりができ、チームで支援することができるようになることを目指す。

【議事内容】

1. 地域ケア会議の趣旨説明（介護保険係 大原係長より）

- ・個人情報保護の観点から留意事項の確認。

2. 自己紹介

3. 事例紹介及び地域課題について

- ・地域包括支援センターが関わった2事例を通じて、町として地域課題として感じている身
寄りのない方への支援や準備できること等を検討する。

4. アドバイザーからの助言

★法テラス須崎法律事務所弁護士 高橋新氏

関わる以前で問題があることが分かっていたのなら成年後見制度、任意後見制度の利用も考
えられたと思う。ただ本人の同意が得られにくい状況だと中々難しいと思われる事例だった。
それでも町職員は丁寧に対応していたと思う。自宅内に立ち入るような時には警察等へも相
談をしておけばリスクマネジメントという面では良かった。事例の方がどの程度自分の真意
を出しているのかという判断が問題になるかもしれないが、親族が財産等を求めないという
ことだったので今回は問題ないと思う。財産等が欲しいということになれば本人に確認した
文書についてもきちんと理解した上で署名、押印をしたのかが問われることもあり得なくな

い。書面を作った後で争われないようにする為に成年後見制度を利用することで能力の問題があることは示せる。判断能力や意思表示の信憑性については判断が難しいが、制度を利用することで慎重に事を進めていくことが可能になると考えられる。

今までの経験で遺品整理について家財等の処分で本人の預貯金等がなく困ることがあった。そのような対応についても考えていかないといけない。どのくらい財産があるのか、対応できる親族がいるのかプライバシーの問題があるので何もない状況で調べるのは難しいと思うが、多少情報収集しておく方が何かあった時にスムーズに進みやすいと思う。

身寄りのない方については定期的に関わってもらえる方がいることが大切。

★司法書士法人フレンズ 岡村敬造氏

今までの経験上、後見の対応が多いので本人から聞き取りづらい所がある。元気なうちに聞いておき、一覧表等を作成しておくことも良いと思う。葬儀やお墓のことについて困ることが多い。入れるお墓が無ければ今回のように無縁仏で入れるしかないかもしれないが、一般的に長男であれば先祖のお墓を取ることになる。そのきょうだいはそれぞれのお墓を作っていくことになる。最近お墓については所在が複雑な状況になっているので書面等にして置いておく方が良いと思う。身内のこと等話をする機会を持つようにしたら良い。

任意後見について生活保護受給者は費用の負担ができないので受任が難しい。

事例の方については普段から見守りをする体制を取っておくことしかできないかもしれない。ボランティアではなく仕事としてしっかり見守りできるようになれば良いと思う。一人にさせないことを念頭に置いてもらって、前を通る時にはちょっと覗いてみるとかいうように安否確認の声かけできればと思う。

★合同会社防災ネットワークによどがわ 行政書士 石本和則氏

事例の方は任意後見に該当すると思われる。このままこういった方が増えて行くようであれば元気な町民の方に制度を理解をしてもらい、受任者を増やしていった方が良い。生前事務や死後事務委任、死んだ後の事務まで公正証書にした契約をすればお金の管理や最後に相続人に受け渡すところまでできる。こういったことはボランティアでやってくれる人はおそろくないと思う。これが町の課題として捉えるなら NPO であったり、町の事業者等の組織に制度として設計し、委託等をすれば町の職員が葬式をあげる所までやらなくても良い気がする。制度を見直すか、制度を作っていくようにしていけたら良いと思う。

準備ということであれば元気なうちから関わりを持つ人がいることが大切だと思う。日頃から関わりを持った先にお互いの信頼関係ができると思うので、将来についてどうしていきたいかという話ができる可能性も出てくると思う。そういった制度設計を急いでやっていくべきだと思う。町民の方は何とかしてほしい、本当に困っているという思いを持って生活されている。議論は大切だが予算以外のことは早く取り組んでもらいたい。形にして答えを出してほしい。

★仁淀川町社会福祉協議会 福祉課長 大野美智子氏

今までにも身寄りがない方のケースがあったが、これという対応ができないまま、役場を頼

る対応になっていた。県社協からも後見人の事業をもっと身近に取り組んでいかないかと言われてたことがあるが、気軽に手軽に利用できる制度ではなく、色々なジレンマを抱えていた。石本氏が言われたように仕組みを作ってもらえれば安心できると思った。

社協では日常生活自立支援事業の取組をしているが、対応できることについても限界があり、何の権限もない事業なので望んだことが対応できるかと言えばそうではない。日常生活自立支援事業と成年後見制度の併用での支援というのはどうかと思った。

社協としては地域づくりに関わるとしており、地域で参加できるような何かがあると状況が分かりやすくなると思う。繋がりを持ってもらうことができれば町民の意識も変わっていくと思う。即効性がある訳ではないので、地道な積み上げになってくる。

社会福祉協議会としても町民の方がいろいろな思いを持っていることを聞くことがある。制度として仕組みを作っていくことも大切だが、町民の方も意識できるような関わりをできたらいと思う。給配食サービスやミニデイサービスでも見守りの意識が地域の中に落として行けるように関わっていけたら良いと感じた。

5. まとめ

町で実施している巡回訪問事業でも身寄りのない方は自分に何かあった時のことを心配されて生活している印象がある。

町でも成年後見制度利用支援事業で首長申立に限るが、生活保護受給者やそれに準ずる方には町で審査を行い、後見人等報酬助成を行うことができる。葬儀を行う方がいない場合は、市町村によって対応は変わってくるが、墓地埋葬法や行旅病人及行旅死亡人取扱法が適用される場合もある。現状家財道具等の処分について使える制度はない。

身近に関わっていき、なるべく早く対応できるような体制を作っていく。話をするだけでは進まないことはあるが、関係者で顔が見える関係を作り、チームで支援ができるように取り組んでいきたい。